

2024年2月13日

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 健司
(コード番号5121 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役管理本部統括 高橋 秀剛
(TEL 03-3527-8111)

「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ

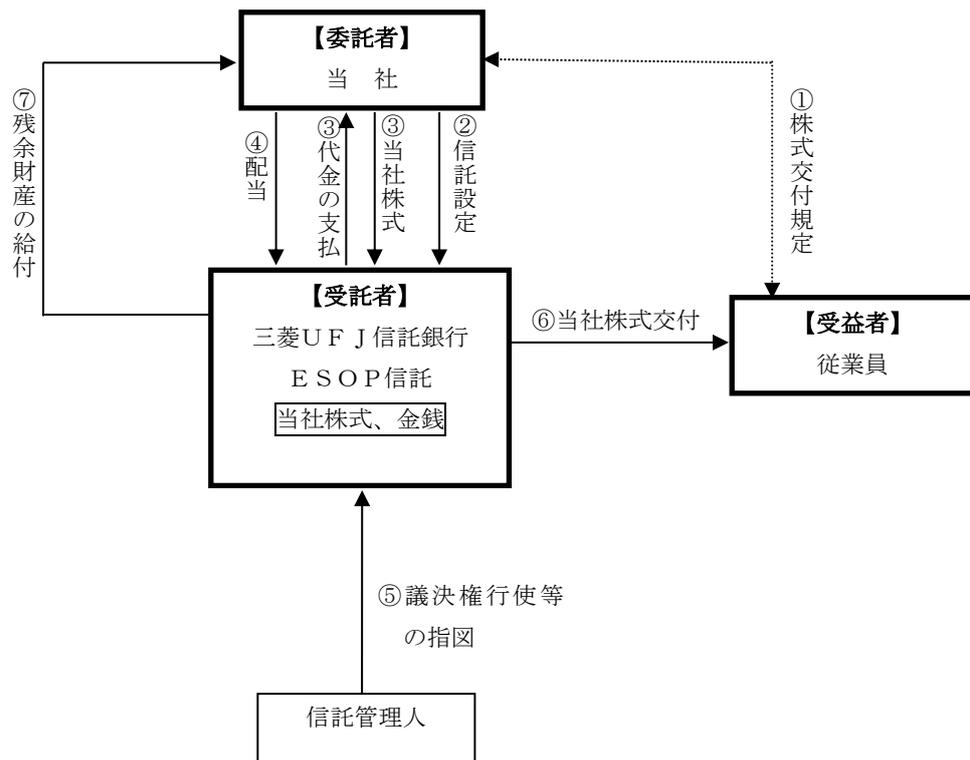
当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社従業員(以下、「従業員」といいます。)への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたします。
 - (2) 株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託(以下、「E S O P信託」といいます。)とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規定に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。
 - (3) 本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。
- (※) 本制度の導入に伴い、293,836株(413,427,252円)の自己株式をE S O P信託に対して割当することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. ESOP信託の仕組み



- ①当社は、ESOP信託の導入に際して株式交付規定を制定します。
- ②当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするESOP信託を金銭で設定します。
- ③ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、上記②で当社が抛出した金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社から取得します。
- ④ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥当社の株式交付規定に従い、一定の要件を満たす従業員に対して、当社株式の交付を行います。
- ⑦ESOP信託の清算時に、受益者に当社株式の交付が行われた後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2024年2月29日
⑧信託の期間	2024年2月29日～2026年9月30日（予定）
⑨制度開始日	2024年2月29日
⑩議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の総額	413,427,252円
⑬株式の取得日	2024年3月5日
⑭株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

以 上